平成２３年（フ）第５８号
北海道苫小牧市字植苗225番地の51　古舘方
債務者　西塚まゆみ
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　正敬
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２４７号
仙台市青葉区小田原８丁目11番５―106号
債務者　伊藤　悦郎
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澤　孝司
4　破産債権の届出期間　平成23年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
仙台市青葉区小田原８丁目11番５―106号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澤　孝司
4　破産債権の届出期間　平成23年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
宮城県黒川郡大和町宮床字八坊原30番地
債務者　早坂　廣志
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　破産債権の届出期間　平成23年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
福島県二本松市榎戸１丁目51番地７　佐藤貸家１号
債務者　岡崎　和夫
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　油木　　香
4　破産債権の届出期間　平成23年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１２号
山形県長井市九野本3147番地
債務者　渡部　健治
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第３６０号
三重県津市半田3350番地105
債務者　渡瀬　重春
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　孝志
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６１号
三重県亀山市野村１丁目12番１号
債務者　渡瀬　光生
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　孝志
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６５号
三重県亀山市野村３丁目25番26―１号
債務者　渡瀬　忠幸
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　孝志
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６９号
三重県亀山市野村３丁目25番26号
債務者　渡瀬　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　孝志
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８号
三重県南牟婁郡御浜町大字片川801番地、前住所三重県熊野市久生屋町585番地の11
債務者　大徳　恒雄
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第９号
三重県南牟婁郡御浜町大字片川801番地、前住所三重県熊野市久生屋町585番地の11
債務者　大徳　亜子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第１３３号
滋賀県甲賀市水口町本町３丁目７番27号
債務者　辻　　昭
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相馬　宏行
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６５号
徳島県鳴門市北灘町粟田字西傍示277番地１
債務者　工藤　武重
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小巻　真二
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８５号
奈良市中山町1658番地　外山荘５号
債務者　田中　昇一
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板野　陽一
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
奈良地方裁判所